

郡山市セーフコミュニティ推進事業所募集 Q & A

Q	どういった活動が対象になりますか？
A	事業所が取り組む安全・安心に関する活動であれば全て対象になります。 地域、事業所内、従業員を対象に工夫した取組など
	【例示】 ・交通事故防止に向けた取組（運転前チェックリストによる体調確認 等） ・労災事故防止に向けた取組（転倒防止に向けた段差の解消、体操の奨励 等） ・防犯に向けた取組（特殊詐欺防止に向けた声掛け、外出時の見守り活動 等） ・防災に向けた取組（地域の防災訓練への参加 等） ・その他の安全、安心に向けた取組（防犯グッズ、防災グッズ特設コーナーの設置 等）
Q	地域、事業所内、従業員を対象とした取組について、どのように区別すればいいですか？
A	取組の主な対象は何になるかで分けすることを想定しています。 ひとつに絞りきれないときは、複数選択することも可能です。
	【例示】 ・運転前チェックリストによる体調確認⇒従業員 ・転倒防止に向けた段差の解消⇒事業所内、体操の奨励⇒従業員 ・特殊詐欺防止に向けた声掛け⇒事業所内、外出時の見守り活動⇒地域 ・地域の防災訓練への参加⇒地域及び従業員 ・防犯グッズ、防災グッズ特設コーナーの設置⇒事業所内及び地域
Q	セーフコミュニティ推進事業所ステッカーは1枚しかもらえませんか？
A	基本的に5枚まで交付します。参加申込書に必要枚数を記入してください。 色あせなどで見えにくくなったときも再交付しますのでご相談ください。
Q	推進事業所ステッカー以外のメリットはありますか、他にももらえるものはありますか？
A	市ウェブサイト等にて、事業所名や取組内容をPRします。 必要に応じて以下のポスター、ステッカー等を交付します。
	・セーフコミュニティこおりやま啓発ポスター（A2又はB2サイズ） ・セーフコミュニティこおりやまパンフレット（A4見開き8ページ） ・見られていますよ防犯ステッカー（円形180×180mm） 等
Q	郡山市内に事業所はありませんが、市内で営業活動をしています。参加できますか？
A	郡山市内で安全・安心に関する取組を行っていれば、参加できます。 【例示】交通事故防止のための運転前チェックリストによる体調確認 等
Q	1つの取組でも参加できますか？
A	参加できます。
Q	取組状況報告は、いつまでに提出すればいいですか？
A	令和8年度の報告は、令和9年4月30日（金）までに提出してください。 （令和7年度の報告（対象：令和元～令和7年度参加登録事業所）は令和8年4月30日（木）まで）

Q	取組状況を報告するに当たって、取組期間はありますか？
A	令和8年度については、令和9年3月31日までの取組状況について報告をお願いします。 (令和7年度の取組期間：令和8年3月31日まで)
Q	参加登録を継続するときは、翌年度も参加申込書を提出する必要がありますか。
A	取組状況報告書にて、参加登録の継続を選択すれば、翌年度に参加申込書を提出する必要はありません。
Q	参加登録内容を変更するときに、手続は必要ですか。
A	必要です。「変更届（様式3）」に変更内容を記入し提出してください。
Q	参加登録を辞退することはできますか。
A	以下の手続により、参加登録を辞退することができます。 なお、辞退するときは、推進事業所ステッカーの返却又は処分もお願いします。 ・取組状況報告書を提出するときに、参加登録の「辞退」を選択する。 ・参加登録辞退届を提出する。
Q	どういった場合に参加登録が取り消しになりますか。
A	以下の事実が判明したときは、参加登録を取り消す場合があります。 ・参加要件を満たせなくなったとき ・破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされたとき ・公序良俗に反する行為、又は社会的心象を損なう行為など、本事業のイメージを損なう恐れのある事実が判明したとき ・その他、本事業の目的に反し参加することが適当でないと認められる事実が判明したとき
Q	取組状況について、公表しないことを選択することはできますか。
A	できます。取組状況報告書を提出するときに、取組内容公表の「同意しない」を選択してください。
Q	市ウェブサイトに掲載されるのは、どういった内容になりますか？
A	原則として、参加を申し込んだ全ての事業所の「事業所名」「テーマ」及び「具体的活動」について掲載します。 取組状況報告書の内容については、公表に同意した事業所の内容について掲載する場合があります。
Q	取組状況報告書の内容について、公表に同意した場合には、どういったところで使われますか？
A	以下においてPR等に使用する場合があります。 ・市ウェブサイトへの掲載 ・セーフコミュニティ通信への掲載 ・イベント等での掲示 ・郡山市セーフコミュニティ推進協議会での情報共有